

## 住まい編

### 【建物の権利証】

- ◆ 自宅の権利証を紛失した場合の再発行はできませんが、本人確認を行うことにより登記を行うことができます。  
また、権利証を紛失しただけで権利がなくなるわけではなく、所有権移転登記の場合には印鑑証明等も添付しなければなりません。勝手に登記されることを予防する方法として、「不正登記防止申し出制度」があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの法務局（支局、出張所）にお問い合わせください。  
登記相談フリーダイヤル（TEL：☎0120-227-746）  
仙台法務局本局（TEL：022-225-5611）〔仙台市、大和町、大郷町、富谷町、大衡村〕  
仙台法務局塩釜支局（TEL：022-362-2338、022-363-0065）  
〔塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町〕  
仙台法務局名取出張所（TEL：022-382-3031）〔名取市、岩沼市、亶理町、山元町〕  
仙台法務局大河原支局（TEL：0224-52-6053、0224-52-6054）  
〔白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町〕  
仙台法務局古川支局（TEL：0229-22-0510、0229-22-1535）  
〔大崎市、栗原市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町〕  
仙台法務局石巻支局（TEL：0225-22-6188、0225-22-6189）  
〔石巻市、東松島市、女川町〕  
仙台法務局登米支局（TEL：0220-52-2070、0220-52-2498）〔登米市〕  
仙台法務局気仙沼支局（TEL：0226-22-6692）〔気仙沼市、南三陸町〕
- ※ 仙台法務局気仙沼支局は、既存場所での業務継続困難のため、仙台法務局本局内の気仙沼支局と気仙沼市役所内の仮設事務所を開設していましたが、平成23年12月19日から新住所に移転しています。（新住所：気仙沼市河原田2丁目2-20NTT気仙沼ビル1階）

### 【登録免許税・登記手数料の免除特例】

- ◆ <登録免許税>  
震災により、住宅や工場などの建物に被害を受けた方が、新たに建物を新築・取得した場合の保存・移転登記、土地の取得、そのための資金の貸付にかかる抵当権の設定登記については登録免許税が免除されます。  
期間：平成23年3月11日～平成33年3月31日
- ◆ 登録免許税の免除は当初平成23年4月28日からでしたが、3月11日以後の登記に遡及して適用することとなりました。既に登録免許税を納付済みである場合には、平成23年12月15日から5年を経過する日までに登記をした法務局に還付通知請求書を提出してください。
- ◆ <登記手数料>  
震災により、所有または賃貸する建物や船舶に被害を受けた方が、被災した建物

などについて登記事項証明書等の証明書を請求される場合には、請求時に「り災証明書」などの必要事項を提出していただくことにより、交付手数料が免除されます。  
期間：平成23年5月16日～平成33年3月31日

- ◆ 詳しくは、最寄りの法務局（支局、出張所）にお問い合わせください。（法務局の連絡先は前述参照。）

## 【滅失登記】

- ◆ 建物が滅失したときは、所有者等の登記名義人は、当該建物の滅失登記の申請をすることとされていますが、今回の震災によって、倒壊・流出等した建物については、県内の被災地域において、登記名義人の申請によらずに法務局登記官の職権で、順次、滅失登記を行うこととしました。この職権による滅失登記は、法務局において実施しますので、登記名義人の方が費用を負担する必要はありません。  
各市町村からの要望等を踏まえ、次の市町村から、順次作業を行っています。
  - (1) 仙台北法務局本局管轄市町（仙台市、黒川郡（大和町、大郷町、富谷町））
  - (2) 同局名取出張所管轄市町（名取市、岩沼市、亶理郡（亶理町、山元町））
  - (3) 同局大河原支局管轄市町（白石市、角田市、刈田郡蔵王町、柴田郡（大河原町、村田町、柴田町）、伊具郡丸森町）
- ◆ 詳しくは、最寄りの法務局（支局、出張所）にお問い合わせください。（法務局の連絡先は前述参照。）

## 【被災建築物応急危険度判定】

- ◆ 地震により被害を受けた建築物について、被災後の人命に関わる二次被害を防止するため、被災した市町村が地震直後の応急対策として実施するもので、建築の専門家が直接調査をします。  
なお、「被災建築物応急危険度判定」は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的とするのに対し、「り災証明」は、地震や火災などで家屋が災害を受けた場合、被災者生活再建支援法等による各種の支援施策や税の減免等を被災者が申請するにあたって、家屋の被害程度を市町村長が証明するために行われるものであり、調査の目的が違います。
- ◆ 判定結果は、「危険」は赤色、「要注意」は黄色、「調査済」は緑色の判定ステッカーにより、建築物の見やすい場所に表示されます。
- ◆ 建築物の応急危険度判定については、最寄りの市町村の建築行政担当窓口又は宮城県建築宅地課企画調査班（Tel：022-211-3245）にお問い合わせください。

## 【被災住宅補修の相談】

- ◆ 国土交通省では、「住まいるダイヤル」に「被災地専用フリーダイヤル」を設置し、被災住宅の無料診断・相談を実施していましたが、平成 23 年 8 月末で終了しています。

9 月以降は、「住まいるダイヤル」ナビダイヤルにおいて、建築士等の資格を有する相談員による住宅リフォームに関する電話相談及びリフォーム無料見積チェック並びに専門家（弁護士・建築士）による無料専門家相談（対面相談）の予約受付を行っています。

- ◆ 詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。
  - ・国土交通大臣指定住宅相談窓口（一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会）  
「住まいるダイヤル」Tel：0570-016-100（月～金 10:00～17:00）

## 【住宅の応急修理制度】

- ◆ 応急修理制度は、被災住民の申し込みを受け、市町村が見積書を審査し業者に発注して一定の範囲内で応急修理するものです。（修理限度額は 1 世帯当たり 52 万円で、市町村が業者に委託して実施します。全壊又は大規模半壊の世帯については、所得制限はありません。）
- ◆ 詳しくは、市町村建築行政担当課にお問い合わせください。ただし、住宅の応急修理制度の申込受付を終了している市町村もありますのでご注意ください。

## 【丘陵部等の宅地復旧支援方策】

- ◆ 被災宅地危険度判定等の結果に基づき、危険宅地・要注意宅地と市町村が判断した宅地について、宅地の早期復旧を図るため、公共事業による宅地復旧として、造成宅地滑動崩落緊急対策事業、災害関連地域防災がけ崩れ事業が実施され、地域全体の抑止対策工事と地域内の擁壁復旧等が行われています。

また、市町村独自で支援制度（所有者自ら行う擁壁及び地盤の復旧工事費についての助成等）が設けられているところもあります。
- ◆ 詳しくは、市町村の開発調整（宅地指導）担当窓口等にお問い合わせください。

## 【住宅の補修、建設等の融資】

- ◆ 住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）では、被災住宅を再建・補修するための資金の融資を取り扱っております。「災害復興住宅融資」制度の拡充により、金利の優遇措置が講じられており、当初 5 年間は、建設・購入の場合年 0%、補修の場合 1%など、被災者の住宅取得をより一層支援する内容となっています。（融資限度額は、建設・購入が建設資金 1,460 万円、土地取得資金 970 万円、補修 640 万円など。保証人は不要。受付期間は平成 28 年 3 月 31 日まで。）住宅には被害がなく、宅地

のみに被害が生じた場合の宅地の補修に係る融資も扱っています。

また、住宅金融支援機構からの融資（フラット35を含む。）を既に借りている被災者の方に対し、返済期間の延長、払込猶予期間中の金利引き下げなどを行います。

※ 同機構の借入には、被災家屋再建に当たり高齢で安定した収入がない方について、子が親に代わって月々のローンを支払う「親孝行ローン」（元の家と同じか隣接する市町村に建てる制約は、平成23年5月に無くなりました。）や、二世帯住宅等で同居する親と子がローンを一緒に支払う「親子リレー返済」があります。

◆ 詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

・住宅金融支援機構お客様コールセンター（被災者専用ダイヤル）

TEL: ☎0120-086-353（※IP電話等でご利用いただけない場合:048-615-0420）

## 【住宅エコポイント】

◆ 住宅エコポイントは、エコ住宅の新築またはエコリフォームをした場合にポイントを発行し、これを使って様々な商品との交換や追加工事の費用に充当することができる制度ですが、平成24年1月25日から「復興支援・住宅エコポイント」のポイント申請受付が開始されます。被災地の復興支援のため、被災地に建設するエコ住宅の新築には、その他の地域の倍のポイントが発行され、エコリフォームでは、リフォーム瑕疵保険に加入した場合や耐震改修した場合にもポイントが発行されます。また、発行されたポイントの半分以上は被災地の特産品等に交換できます。（新築は、被災地30万ポイント、被災地以外15万ポイント。エコリフォームは、最大30万ポイント。併せて耐震改修を行うと、更に15万ポイント加算されます。）

◆ 詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

・住宅エコポイント事務局

工事対象期間（着工又は工事着工）	住宅エコポイント事務局連絡先
新築：平成23年10月21日～平成24年10月31日	<復興支援・住宅エコポイント> TEL：0570-200-121
リフォーム：平成23年11月21日～平成24年10月31日	

## 【地上デジタル放送移行のための補助】

◆ 東日本大震災で大きな被害を受けた本県と岩手、福島の3県に限り、地上デジタル放送への完全移行は、当初予定の平成23年7月24日から、平成24年3月31日に延期されることとなりました。

また、①「地デジチューナー支援事業の拡充」（半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた世帯等に対する簡易チューナー1台の無償給付等）、②「共同受信施設の復旧支援」（被災した受信障害対策共聴施設、集合住宅共聴施設の改修経

費の助成)を行っています。

- ◆ 詳しくは、デジサポ宮城 (TEL : 022-745-1500) 又は①は総務省地デジチューナー支援実施センター (TEL : 0570-033-840)、②は総務省テレビ受信支援センター (TEL : 0570-093-724) にお問い合わせください。

### **【災害ごみの処分等】**

- ◆ 東北地方太平洋沖地震により、膨大な量の災害廃棄物が発生しております。これらには、廃石綿やPCB廃棄物といった有害な廃棄物が含まれている恐れがあります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの市町村の廃棄物担当窓口等にお問い合わせください。

ガイドブック目次に戻る  
東北管区行政評価局HPに戻る